

佐賀県立うれしの特別支援学校いじめ防止基本方針

1 策定の意義

いじめは人権の侵害であり、児童生徒の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。

そのため、いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、おこりうると認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人、それぞれの役割と責任を自覚し、保護者や地域住民の協力を得て、社会総がかりで取り組むことが必要である。

このことから、本校は、これまでの、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、いじめ防止対策推進法を参酌し、さらなるいじめ防止等のための策定を総合的かつ効果的に推進することを目的として、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組むために、うれしの特別支援学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめの防止は、すべての児童生徒が安全、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずに行う。
- いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、地域住民、県その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの防止等のための指導體制・組織

(1) 学校いじめ・体罰等対策委員会の設置と役割

- いじめの防止等に関する対策や設置を学校の中核となって実効的に行うため、「学校いじめ・体罰等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を置く。

いじめ防止についての対策委員会の役割は、要綱の中に定めており、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ調査、解消及び再発防止に関することを扱う。また、対策委員会の委員及び体罰に関すること等についても要綱で定める。

- 事案の状況等必要に応じ、校長の求めにより、校長が必要と認める外部委員を含めた拡大対策委員会を開催する。拡大対策委員会の委員及び役割は要綱で定める。

(2) 未然防止の対応、及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって学年と関係校務分掌が連携をしながら学校全体として取り組む。

いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の危機管理マニュアルにそって、必要な組織を開催し、速やかに対応する。

4 いじめ未然防止の取組

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

また、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、確かな人権感覚を身に付け、望ましい人間関係を構築させるため、学校教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組の改善・充実に努める。

(2) 児童生徒の自主的な取組への支援

児童会活動や生徒会活動などにおいて、児童生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動が進められるよう学校での取り組みを図り、児童生徒の自主的な取り組みの支援を行い、児童生徒会活動などの特別活動を充実させる。

(3) いじめ防止強化月間の設定

毎年5月及び12月の「いじめ防止強化月間」に合わせ、いじめ防止に関する学習や活動を集中して取り組む。

(4) インターネットを通じて行われるいじめの防止の取組

情報モラルに関する生徒指導者養成の研修会を実施し、指導法の改善・充実に努めるとともに、学校における児童生徒の状況に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

(5) 家庭・地域・関係機関が一体となった取組

学校便りやPTA総会、学校評議員会、同窓会総会等を通じて、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性など、いじめ問題の理解を深めるための「学校いじめホットライン」「心のテレホン相談」等の周知を図るなどの啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

以下の取組を柱に多数の職員による児童生徒の観察と職員間の情報共有によりいじめの早期発見に努め、児童生徒・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 相談体制の整備

① 担任による観察・面談

随時、個人面談等を行い、学校での生活状況や進路等について話し合う。気になる状況については、保護者、学校関係者、スクールカウンセラー等により情報を共有し、適切に対応する。

② スクールカウンセラーによる面談

「学校だより」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を生徒・保護者に周知する。

また、状況に応じ、スクールソーシャルワーカーを活用し、心理、福祉等の専門的知見を活かした関係機関との連携を図り、いじめ問題の適切な対応の強化を図る。

③ 相談窓口周知及び連携機能の充実

学校のホームページ上に相談メールを受け付けるアドレスや電話番号を掲載する。相談を受けた者は、直ちに管理職に報告し、校長は速やかに対策委員会を開催し対応する。

(2) 実態把握の改善

① いじめに関するアンケート調査

県の標準様式及び学校独自の生活アンケート調査を活用し、年1回のアンケート調査にあわせ学校独自の調査を4回行う。アンケートの実施に関しては、秘匿性を高めるため、封筒による厳封にて回収し（場合によってはICTの活用も可）、いじめのさらなる顕在化に取り組み、いじめの早期発見に努める。また、定期的に行うことでいじめ抑止の効果を高める。

② ネットパトロールの活用

児童生徒がネットによるいじめの被害者又は加害者になっていないかを情報収集に努める。

(3) いじめに対する措置の対応

県教育委員会に報告した事案に対し、いじめ状況及び解決に向けた学校の取り組み状況等、対応の在り方について全職員の共通理解を図る。

6 いじめ事案への対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童生徒を守り、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直に対策委員会を開催し、聞き取り調査等を行うとともに、速やかに教育委員会に第1報を行う。

② いじめの認知

いじめの定義に従い、いじめを認知した場合は、対策委員会で調査方法、被害・加害児童生徒・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、外部委員を加えた拡大対策委員会を開催する。

また、認知後1週間を目途に教育委員会にいじめ第2報を行う。

なお、認知したいじめが既に終息したものであれば、学部主事や担任等により被害・加害児童生徒への指導等を行い、管理職にその内容を報告する。

③ いじめの再発防止

ア 「いじめの解消」とは、認知したいじめについて、被害児童生徒へのケアや加害児童生徒の指導など、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた後、3か月以上その後の観察や面談などを行ない、通常の生活に戻ったと判断できる状態。であることを全職員で確認する。

イ いじめからの立直り支援

当該児童生徒の状況に応じ、教育支援センター等の関係機関と連携した取り組みを行う。

また、加害児童生徒についても、児童生徒がいじめに至った背景等を踏まえ、必要に応じて警察が実施する立直り支援活動等と連携した取り組みを行う。

ウ 警察等関係機関との連携

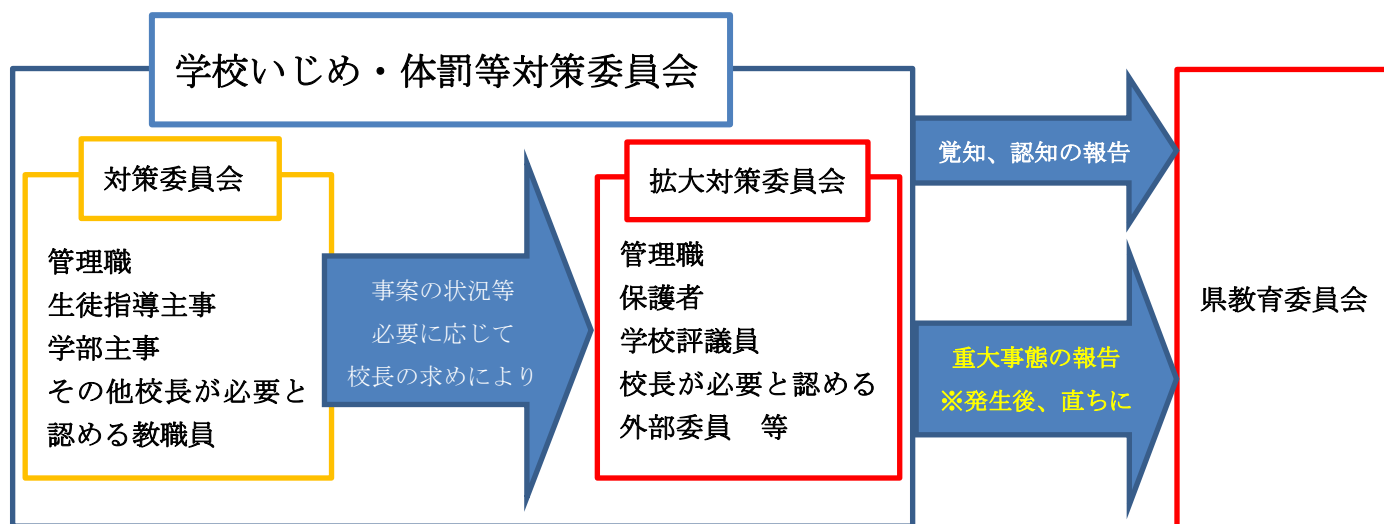
状況に応じて、少年相談活動の体制整備、スクールサポーターの派遣、被害児童生徒の保護対策、佐賀県学校・警察相互連絡制度等の取り組みを行う。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに連携して事案に対応する。

県立学校における不登校重大事態に関する知事報告までのフロー図を周知し、情報の共有を図る。

(3) 対応のフロー図



うれしの特別支援学校における対応

欠席日数 3 日

◇欠席が 3 日間続いた場合、家庭訪問を行い、当該児童生徒の状況確認や保護者からの情報収集をする。

○いじめが疑われる事案の場合

- ・ 県教育委員会事務局学校教育課生徒支援室（以下「生徒支援室」という。）に覚知報告（第 1 報）
- ・ 当該児童生徒のいじめによる欠席日数（疑いも含む）の確認

○いじめの疑いがない場合

- ・ その後も欠席が続いた場合は、当該児童生徒の状況を随時確認し、いじめの疑いの余地があれば生徒支援室に覚知報告（第 1 報）

覚知後直ちに

◇校内いじめ対策委員会を開催し、事案について確認し、認知の是非について検討する。

○認知に至った場合

- ・ 学校教育課に認知報告（第 2 報）
- ・ 対応を保護者に説明
- ・ いじめの内容確認

○認知しなかった場合

- ・ 学校教育課に認知しなかった経緯を報告（第 2 報）

欠席日数 10 日

◇校内いじめ対策委員会を開催し、校長又は校長の命を受けた副校長・教頭が生徒支援室に報告する。 【報告内容】 ○被害児童生徒・加害児童生徒の状況
○学校の対応状況

欠席日数 20 日

◇校内いじめ対策委員会を開催し、校長又は校長の命を受けた副校長・教頭が生徒支援室に報告する。 【報告内容】 ○被害児童生徒・加害児童生徒の状況
○学校の対応状況
※欠席日数 20 日以降、被害児童生徒の状況を生徒支援室に毎日報告する。

欠席日数 30 日

◇不登校重大事態の発生を教育長に報告する。

- ・ 報告は校長から生徒支援室をとおして行う。

【報告内容】 ①学校名 ②対象児童生徒氏名、学年、性別 ③欠席期間
④報告時点での対象児童生徒の状況 ⑤重大事態の判断根拠

7 職員研修

4月 … いじめの定義、対応についての研修会

8月 … いじめへの対応力向上を図る研修会、情報モラル研修会、事例研修会

3月 … いじめ防止等の取組の課題、次年度の取組についての研修会

8 取組体制の点検及び評価について

(1) いじめの問題に関する点検項目

いじめ問題の対応について学校自己点検を行い、改善充実を図るため、定期的に「いじめの問題に関する点検項目」を活用して点検する。また、点検結果を教育委員会に報告する。

(2) 学校評価の活用

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取り組む。年度末に評価を行い、次年度に向けた取組の改善にいかす。

いじめ防止対策推進法（概要）

資料1

第一章 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめ防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）を定めること。
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

第三章 基本的施策 / 第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- （※）
 - 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等（※）に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

第六章 雑則

- 学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（平成25年9月28日から施行）